

第118回国有財産中国地方審議会の開催結果

1. 審議会の概要

- (1) 名称 第118回 国有財産中国地方審議会
- (2) 開催日時 平成30年5月14日(月) 14時00分～
- (3) 開催場所 広島合同庁舎4号館 11階 中国財務局第一会議室
広島市中区上八丁堀6-30

2. 答申内容

以下の諮問事項について、諮問のとおり処理することを適当と認める旨の答申がなされました。

(注) 国有財産中国地方審議会は、中国財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、中国財務局長に意見を述べることができる機関であり、学識経験のある12名の委員で構成されております。(別紙「委員名簿」のとおり。)

【諮問事項等】

○諮問事項1

- ・ 広島県広島市佐伯区楽々園に所在する国有財産を、社会福祉法人三篠会に対し、老人福祉施設敷地として、時価売払いすることについて

(対象財産)

所在地 広島県広島市佐伯区楽々園5丁目1067番6外1筆
区分・数量 土地・7,298.88㎡

(法人番号8240005001615)

○諮問事項2

- ・ 広島県呉市幸町に所在する国有財産を、呉市に対し、観光・集客施設として、時価売払いすることについて

(対象財産)

所在地 広島県呉市幸町1番10
区分・数量 土地(建物付)・8,507.14㎡

(参考)

中国財務局からの報告事項

- ・ 審議会諮問事項の処理結果等にかかる報告を行いました。(6件)



【連絡・問合せ先】

〈審議会について〉山崎(内線3511)

〈諮問事項1について〉板倉(内線3594)

〈諮問事項2について〉静間(内線3531)

TEL082-221-9221(代表)

TEL082-228-9774(直通) ※17時45分以降

国有財産中国地方審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
いけ だ こう じ 池 田 晃 治	(株)広島銀行代表取締役頭取
いの うえ しゅう こ 井 上 周 子	弁護士 (胡田・井上・村上法律事務所)
いの うえ ひろ かず 井 上 浩 一	(株)中国新聞社常務取締役総務局長
さ がみ よし はる 佐 上 芳 春	日本公認会計士協会中国会顧問
す わ よし あき 諏 訪 正 照	(株)熊平製作所取締役副会長
たか はし か よ こ 高 橋 佳 良 子	(株)ライフアンドマネークリニック代表取締役社長
に おう ず たけし 仁 王 頭 毅	(一財)日本不動産研究所中四国支社長
にし かわ まさ ひろ 西 川 正 洋	広島県経営者協会会長 (西川ゴム工業(株)代表取締役会長)
ふく だ ゆ み こ 福 田 由 美 子	広島工業大学工学部建築工学科教授
ふじ い とし こ 藤 井 紀 子	(公社)広島市老人福祉施設連盟会長
ほそ み めぐみ 細 見 恵	(有)アトリエ・トライアウト代表取締役
やま さき とおる 山 崎 徹	(株)山陰合同銀行代表取締役専務執行役員

(五十音順)

第 118 回 国有財産中国地方審議会

平成 3 0 年 5 月 1 4 日

中 国 財 務 局

諮 問 事 項 1

諮問事項 1

広島県広島市佐伯区楽々園に所在する国有財産を、社会福祉法人三篠会に対し、老人福祉施設敷地として、時価売払いすることについて

[対象財産]

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
広島県広島市 佐伯区楽々園 5 丁目 1067 番 6 外 1 筆	土地	7,298.88 m ²	社会福祉法人三篠会	老人福祉 施設敷地	時価売払	10 年間

(説明資料)

1. 財産の沿革

昭和42年4月 税務大学校広島研修所開設
平成27年3月 税務大学校広島研修所移転
平成27年5月 用途廃止
平成27年6月 税務大学校より引受

2. 位置及び現況

対象財産は、JR山陽本線五日市駅の南西約1.7kmに位置する、面積7,298.88㎡の未利用地である。
都市計画法上の用途地域は、「第一種中高層住居専用地域」である。

3. 相手方及び利用計画

- (1) 相手方：社会福祉法人三篠会
- (2) 利用計画：老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）敷地

4. 処理方針

- (1) 処理区分：時価売払
- (2) 契約方式：随意契約
- (3) 契約の根拠：会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号
- (4) 用途指定期間：10年

(関係法令抜粋)

○ 会計法

第29条の3

第1項～第4項 (略)

第5項 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、(中略)政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1号～第20号 (略)

第21号 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

第22号～第25号 (略)

位置図



配置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平30情複、第97号）
承認を得て作成したこの複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

利用計画図

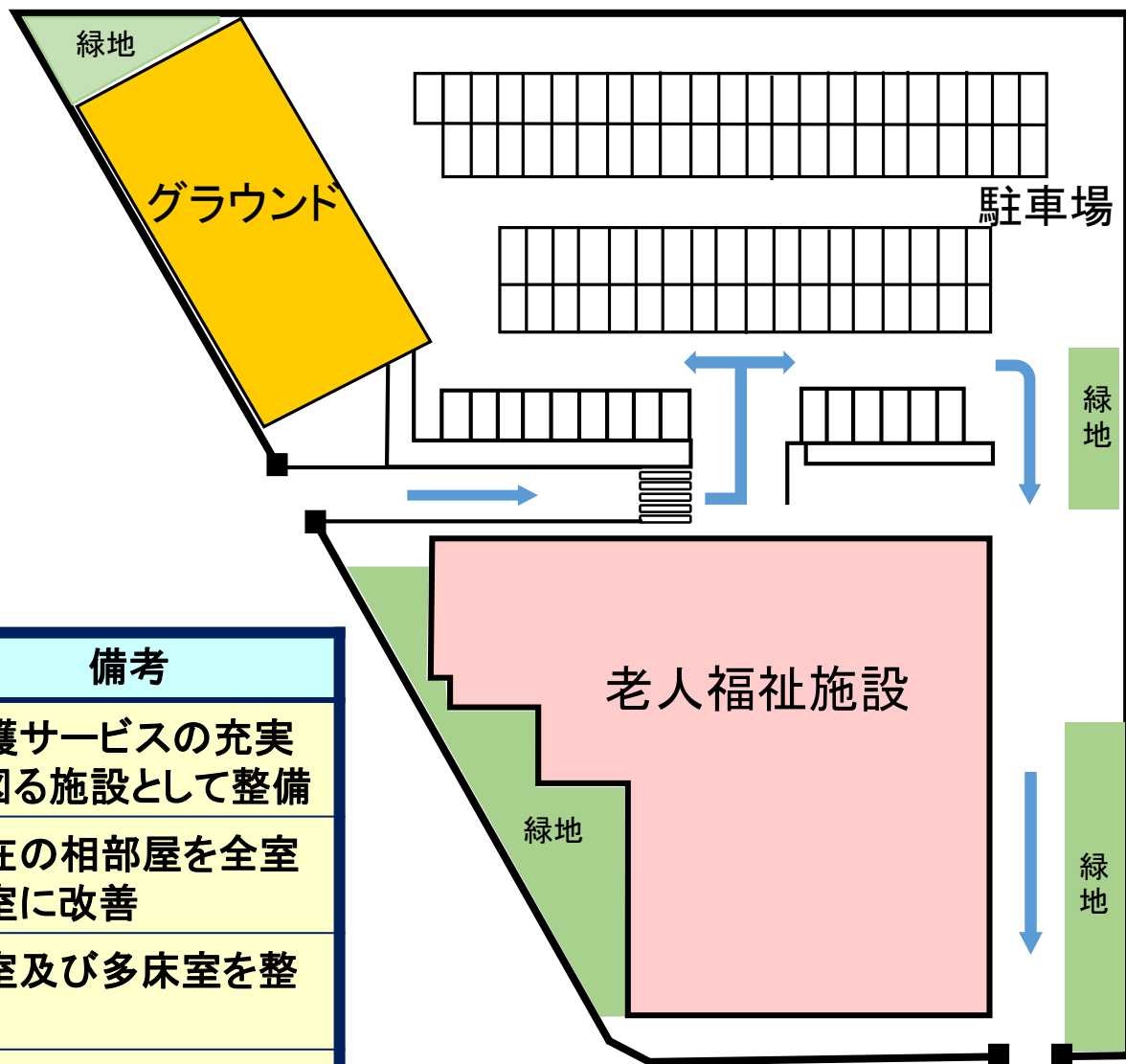


〔事業内容〕

- ・養護老人ホーム……継続(移転)
- ・特別養護老人ホーム……新規
- ・ショートステイ……新規
- ・デイサービス……新規

〔施設概要〕

鉄筋コンクリート造 6階建
 建築面積 1,777㎡
 延床面積 8,924㎡



階層	施設名	定員	備考
1階	デイサービス 医務室、事務室等	35名	介護サービスの充実を図る施設として整備
2・3階	養護老人ホーム	100名	現在の相部屋を全室個室に改善
4～6階	特別養護老人ホーム	100名	個室及び多床室を整備
	ショートステイ	10名	介護サービスの充実を図る施設として整備

諮問事項 2

諮問事項 2

広島県呉市幸町に所在する国有財産を、呉市に対し、観光・集客施設として、時価売払いつることについて

[対象財産]

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
広島県呉市 幸町1番10	土地 【呉集会所】 建物（建） 建物（延） 【音楽隊庁舎】 建物（建） 建物（延）	8,507.14 m ² 【呉集会所】 3,243.65 m ² 10,927.24 m ² 【音楽隊庁舎】 816.65 m ² 1,963.66 m ²	呉市	観光・集客施設	時価売払	用途指定は 付さない

(説明資料)

1. 財産の沿革

昭和20年11月 旧海軍省より大蔵省が引受

昭和34年12月 総理府（防衛庁）へ所管換

平成29年8月 防衛省（中国四国防衛局）より所管換

2. 位置及び現況

対象財産は、JR 呉線呉駅の南東約0.8 kmに位置する、面積8,507.14 m²の未利用地である。
都市計画法上の用途地域は、「第一種住居地域」である。

3. 相手方及び利用計画

(1) 相手方：呉市

(2) 利用計画：観光・集客施設

4. 処理方針

(1) 処理区分：時価売払

(2) 契約方式：随意契約

(3) 契約の根拠：会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号

(4) 用途指定期間：用途指定は付さない

(関係法令抜粋)

○ 会計法

第29条の3

第1項～第4項 (略)

第5項 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、(中略)政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令

(随意契約によることができる場合)

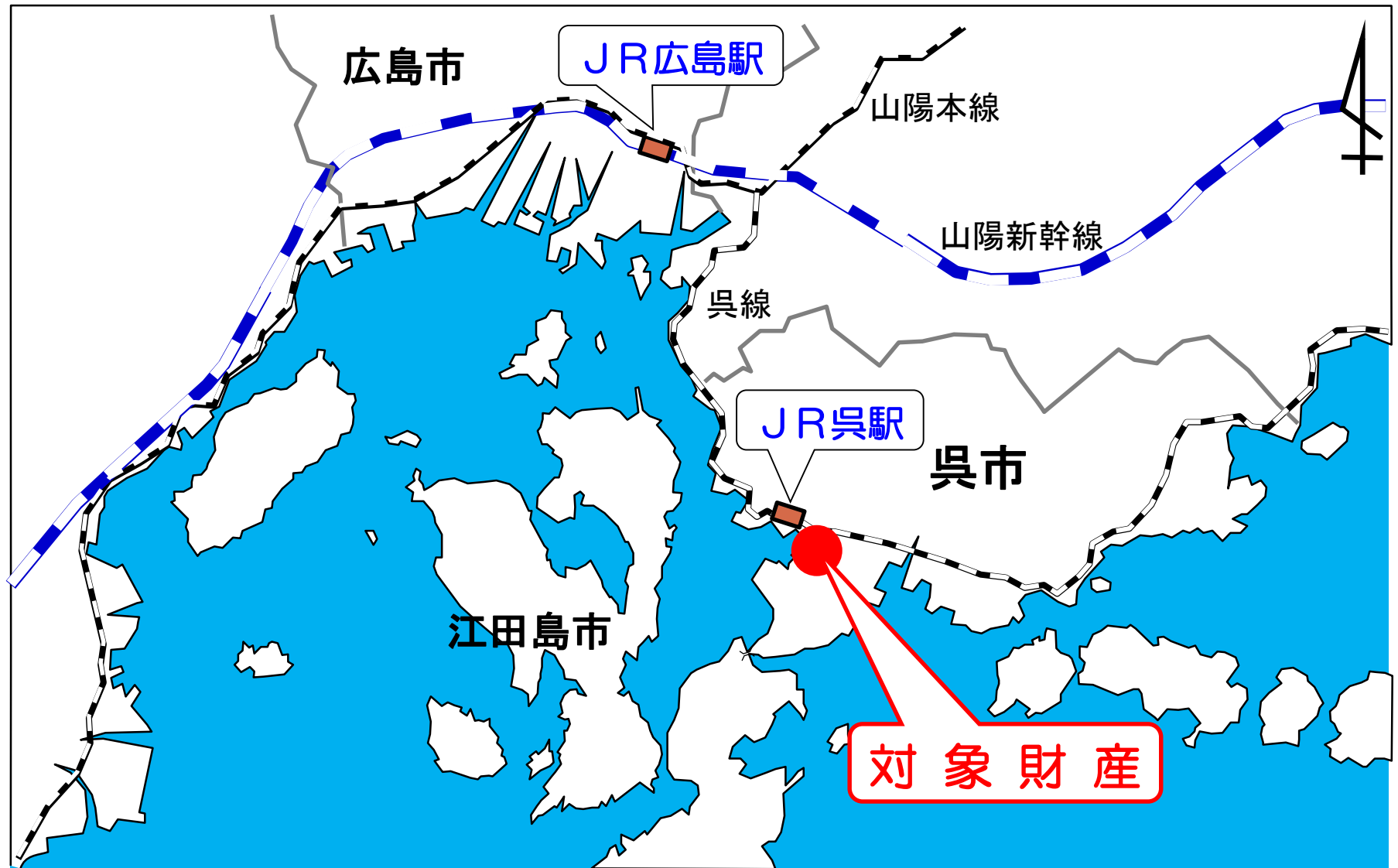
第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1号～第20号 (略)

第21号 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

第22号～第25号 (略)

位置図



案内図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平30情複、第97号）
承認を得て作成したこの複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

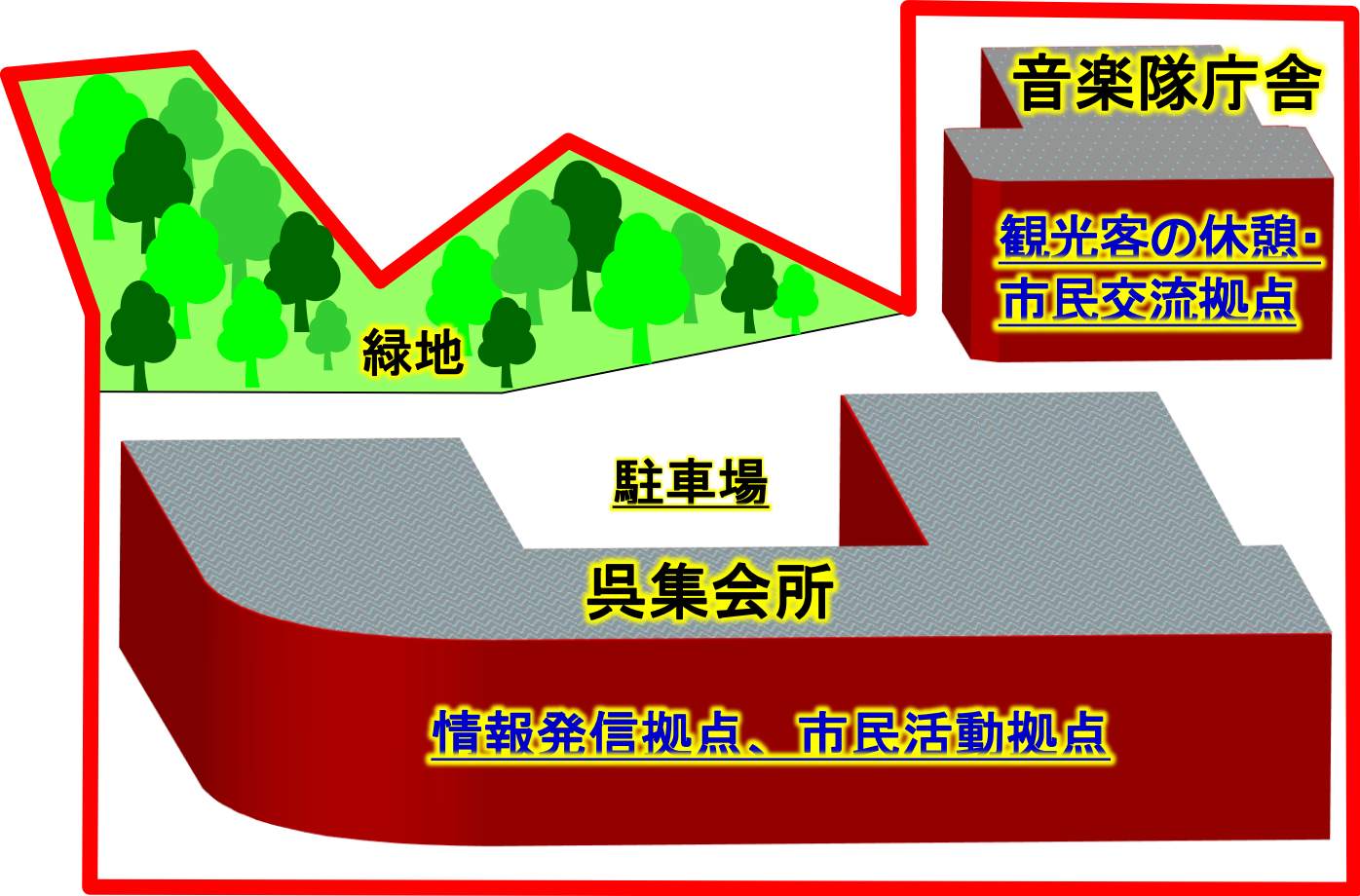
配置図



第一種住居地域
建蔽率 60%
容積率 200%

利用計画図

観光・集客施設の整備



報告事項

1. 審議会諮問事項の処理結果について

- (1) 山口県周南市周陽三丁目に所在する国有財産を、山口合同ガス株式会社に対し、ガス事業施設敷地として、また、周南市に対し、市道交差点改良敷地として時価売払いするとした事案について

【第 117 回諮問事項（平成 28 年 11 月 7 日開催）】

- (2) 広島県江田島市江田島町に所在する国有財産を、江田島市に対し、認定こども園、子育て支援センター及び学童・市民農園敷地として時価売払いするとした事案について

【第 117 回諮問事項（平成 28 年 11 月 7 日開催）】

- (3) 岡山県岡山市中区今在家に所在する国有財産を、社会福祉法人恵風会に対し、介護老人保健施設敷地として時価売払いするとした事案について

【第 117 回諮問事項（平成 28 年 11 月 7 日開催）】

- (4) 鳥取県鳥取市国府町新通り三丁目に所在する国有財産を、学校法人鶏鳴学園に対し、中高一貫教育校の施設敷地として時価売払いするとした事案について
【第 112 回諮問事項（平成 24 年 4 月 5 日開催）】
- (5) 広島県広島市東区牛田本町六丁目及び佐伯区坪井一丁目に所在する国有財産を、社会福祉法人広島光明学園及び社会福祉法人かきつばた福祉会に対し、それぞれ特別養護老人ホーム等の施設敷地として時価売払いするとした事案について
【第 114 回諮問事項（平成 25 年 9 月 18 日開催）】
【第 115 回諮問事項（平成 26 年 9 月 29 日開催）】

2. 国公有財産の最適利用にかかる報告について

- (1) 地域における国公有財産の最適利用（山口県宇部市）を図るため、宇部税務署と宇部市役所を合築するとした最適利用プランの作成について